

地域指定年度	加須	昭和 46 年度
	騎西	昭和 47 年度
	北川辺	昭和 45 年度
	大利根	昭和 46 年度
計画策定年度	加須	昭和 48 年度
	騎西	昭和 48 年度
	北川辺	昭和 49 年度
	大利根	昭和 48 年度
地域指定変更年度	加須市	平成 22 年度
計画見直し年度	加須市	平成 28 年度

加須農業振興地域整備計画書



平成 28 年 9 月

埼玉県 加須市

< 目 次 >

農業振興地域整備計画の位置付け	1
第1 農地利用計画	3
1 土地利用区分の方向	3
(1) 土地利用の方向	3
ア 土地利用の構想	3
イ 農用地区域の設定方針	5
(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針	5
(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針	6
(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針	7
(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針	7
(2) 農業上の土地利用の方向	7
ア 農用地等利用の方針	7
イ 用途区分の構想	8
(ア) A：加須地域第1地区（大桑、水深地区）	8
(イ) B：加須地域第2地区（不動岡、三俣、樋遣川、大越地区）	8
(ウ) C：加須地域第3地区（礼羽、志多見地区）	9
(エ) D：騎西地域第1地区（騎西（下崎除く）、鴻荃、高柳地区）	9
(オ) E：騎西地域第2地区（下崎、田ヶ谷、種足地区）	9
(カ) F：北川辺地区	10
(キ) G：大利根地区	10
ウ 特別な用途区分の構想	10
2 農用地利用計画	11
第2 農業生産基盤の整備開発計画	12
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	12
(ア) A：加須地域第1地区（大桑、水深地区）	12
(イ) B：加須地域第2地区（不動岡、三俣、樋遣川、大越地区）	12
(ウ) C：加須地域第3地区（礼羽、志多見地区）	12
(エ) D：騎西地域第1地区（騎西（下崎除く）、鴻荃、高柳地区）	13
(オ) E：騎西地域第2地区（下崎、田ヶ谷、種足地区）	13
(カ) F：北川辺地区	13
(キ) G：大利根地区	13
2 農業生産基盤整備開発計画	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15

4	他事業との関連	15
第3	農用地等の保全計画	16
1	農用地等の保全の方向	16
2	農用地等の保全整備計画	16
3	農用地等の保全のための活動	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第4	農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	17
1	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	17
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	21
2	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	21
	(1) 農地中間管理事業	21
	(2) 農地利用集積円滑化事業	21
	(3) 利用権設定等促進事業	21
	(4) 農地移動適正化あっせん事業	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第5	農業近代化施設の整備計画	22
1	農業近代化施設の整備の方向	22
	(1) 穀類(米・麦・大豆・そば)	22
	(2) 施設野菜(きゅうり・トマト・なす・いちご)	22
	(3) 果樹(梨・いちじく)	22
	(4) 花き・花木	23
	(5) 養豚	23
2	農業近代化施設の整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	24
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	24
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	24
3	農業を担うべき者のための支援の活動	24
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	25
1	農業従事者の安定的な就業の促進計画の目標	25
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	25
3	農業従事者就業促進施設	25
4	森林の整備その他林業の振興との関連	25

第8	農村生活環境の整備計画	26
1	生活環境施設の整備の目標	26
2	生活環境施設の整備計画	26
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	27
第9	附図	別添
	計画附図1号 農業振興地域区分図	
	計画附図2号 土地利用計画図	
	計画附図3号 農業生産基盤整備計画図	
	計画附図4号 農用地等保全整備計画図	
	計画附図5号 農業近代化施設整備計画図	
	計画附図6号 農業就農者育成・確保施設整備計画図	
	計画附図7号 生活環境施設整備計画図	
別記	農用地利用計画	27
	(1) 農用地区域	27
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	27
	イ 現況山林・原野等にかかる農用地区域	27
	(2) 用途区分	27

農業振興地域整備計画の位置付け

本市は、平成 22 年 3 月 23 日に当時の加須市、騎西町、北川辺町、大利根町（以下「1 市 3 町」という。）が合併し、新市として発足した。

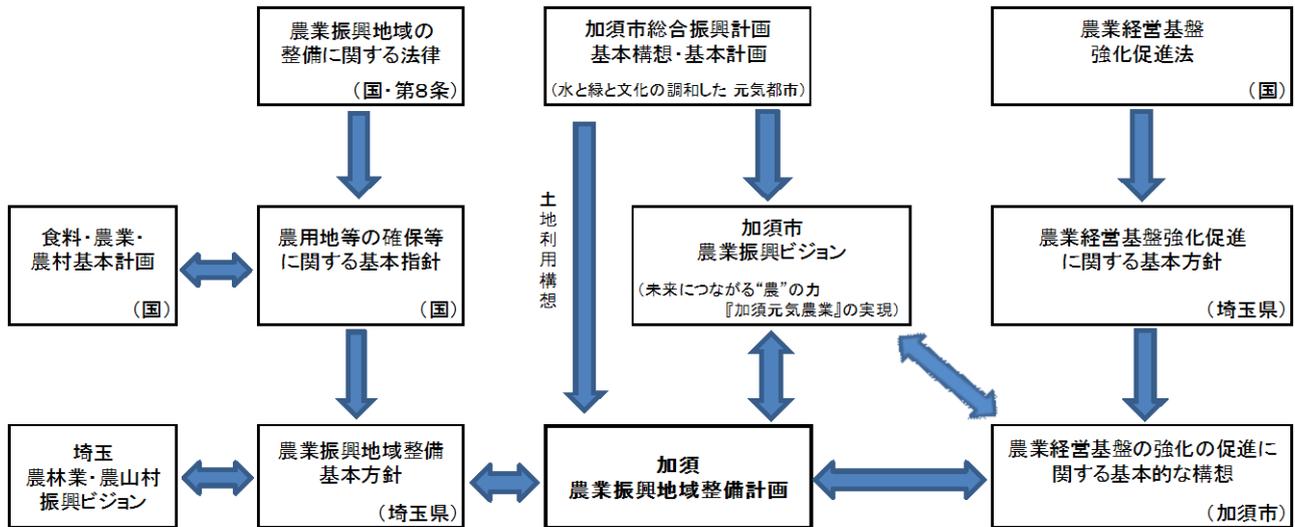
合併前の 1 市 3 町は、各々が農業振興地域の指定を受け、地域の農業振興を図るために講ずべき施策の具体的な実施の方向を示した農業振興地域整備計画を策定し、各施策による効用が十分発揮されるよう土地利用計画を定め、開発行為や農地転用の制限等の措置を講じてきた。また、ほ場整備事業等による農業基盤の整備や農業近代化施設の整備などの推進を図ってきたところである。

市では、平成 25 年 3 月に策定したまちづくり指針である「加須市総合振興計画基本構想」において、まちづくりの基本目標の一つに掲げられた「活力ある産業のまちづくり」を実現するための部門計画として、農業分野施策を具現化した「加須市農業振興ビジョン」を策定しており、農業振興地域整備計画については、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、市全体の計画として定めるものである。

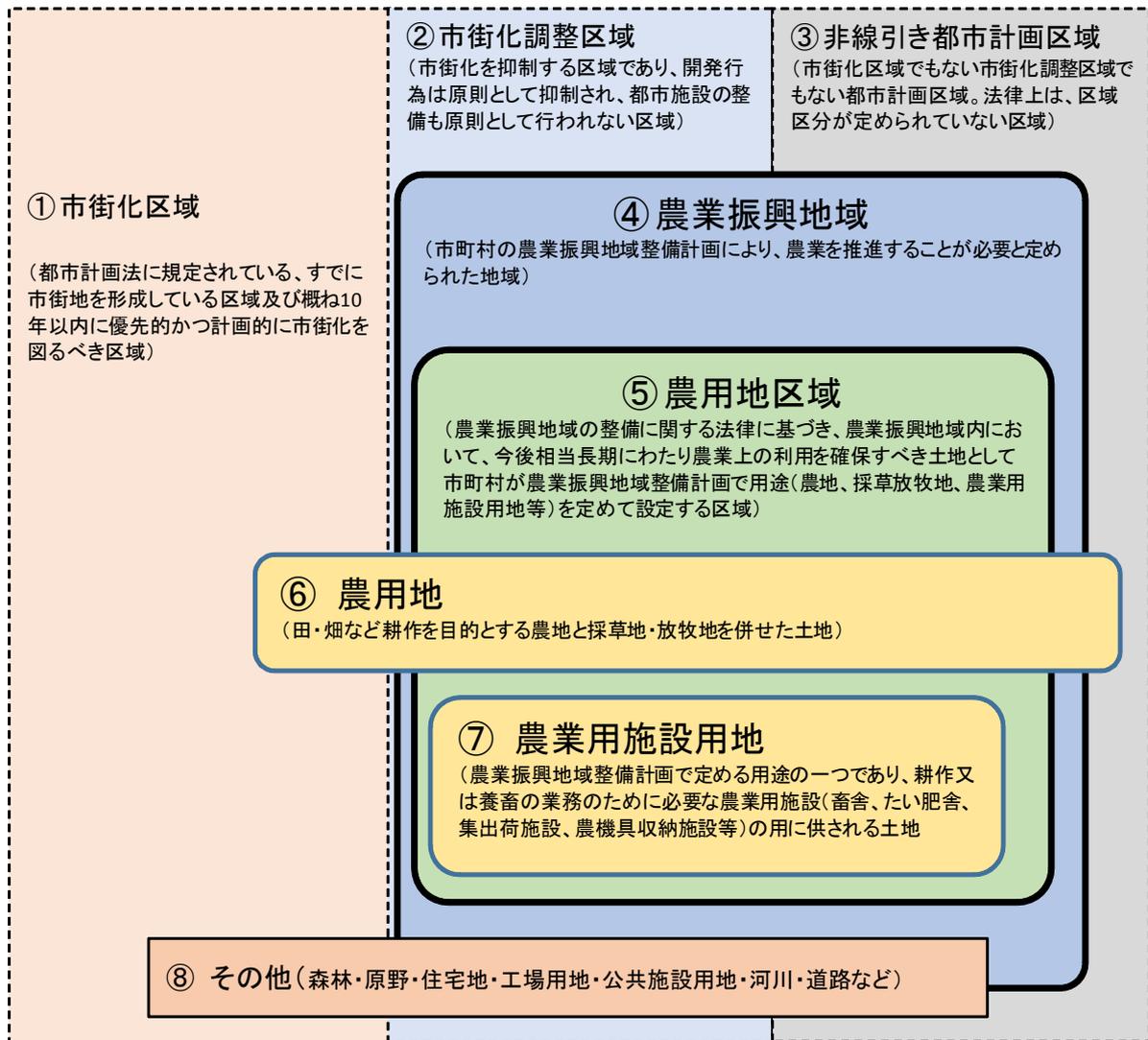
農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条に基づくものであり、地域の農業の振興を図るために講ずべき施策の具体的な実施の方向を基本計画（マスタープラン）として明確にし、当該施策による効用が十分発揮されるよう土地利用計画を定め、開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずることを内容としており、農業に関する公共投資等の農業振興地域の整備のための施策は、この計画に基づいて計画的に推進することとされている。

また、本計画では農用地利用計画等を定める必要があり、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の用途区分を定めることとされている。

○各法律、計画等との関連図



○本計画における「都市計画法」と「農業振興地域の整備に関する法律」による土地の区分図



第1 農地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、埼玉県 of 東北部、関東平野のほぼ中央を流れる利根川中流域にあり、利根川の堆積で形成されたという平坦地で、都市機能が集積する市街地とその周辺に広がる農村地域がある。都心から 50km 圏内で、東西と南北それぞれ約 16km の広がりを持ち、市域の面積は 13,330ha、うち農業振興地域の面積は 10,644ha である。

西は行田市、羽生市、南及び東は久喜市、鴻巣市に接し、北は群馬県や栃木県及び茨城県に接している。

気象は、太平洋側気候の属する内陸性の気候で、晴天の日が多い。年間平均気温は約 15℃、降水量は約 1,300mm である。冬は北西の季節風が強く、空気が乾燥し、夏の日中はかなり高温になり、雷雨も発生する。

道路網は、東北縦貫自動車道と国道 122 号が南北方向に、国道 125 号と国道 354 号が東西方向に走り、東側で国道 4 号につながるなど広域幹線道路が整備されている。また、市の南側には、首都圏中央連絡自動車道の整備がされている。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR 宇都宮線・東武日光線の栗橋駅が近い。

国道 125 号の沿道には商業・飲食施設など沿道型のサービス施設が立地しているほか、加須工業団地や加須大利根工業団地をはじめとして 10 箇所の工業団地（流通団地・産業団地を含む）があり、製造・物流等の産業活動が活発に行われている。埼玉県北部の中核的な都市として、周辺環境との調和に配慮しつつ、市の立地特性を生かすことによる新たな工業団地や流通団地としての機能強化を目指している。

本市の農業は、肥沃な大地に恵まれ、県内随一の穀倉地帯として稲作を中心に発展してきたが、高度経済成長期以降では、都市近郊地域という地理的条件を生かし、施設園芸、施設花き、畜産等を組み合わせた複合的な経営が定着してきている。

しかし、今日の農産物をめぐる国際情勢の急激な変化と相まって、農業従事者の高齢化、兼業化が一段と進行し、後継者不足等の深刻な問題を多くかかえている。

そのため、農業振興地域における農業生産の基礎となるほ場の整備や優良農地の確保・保全を基本としながら、農地流動化の推進や担い手の育成、地産地

消の推進など都市近郊の農業としての多面的な課題を受け止め、農業の体質強化と活力ある農村地域社会の形成を図る。

農用地の利用については、集落内に介在する農用地や自然的条件等から農業の近代化を図ることが相当でない農用地については、周辺環境との調和に配慮しつつ農用地区域から除外する。

また、集团的農地や基盤整備された優良農地については、農業投資を積極的に推進し、生産性の高い農用地区域として保全していく。さらに、集団化した農用地については農用地区域に編入し、その保全・整備を検討する。

農業振興地域内用途別土地利用の構想

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成 26 年)	7,343.7	69.0	12.7	0.1	82 (0)	0.8 (0)	1,450.4	13.6
目標 (平成 37 年)	7,289.3	68.5	12.7	0.1	82 (0)	0.8 (0)	1,462.4	13.7
増減	-54.4		0		0		12.0	

区分 年次	工場用地		その他		計 (農業振興地域面積)	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成 26 年)	16.7	0.2	1,738.5	16.3	10,644	100.0
目標 (平成 37 年)	44.8	0.4	1,752.8	16.5	10,644	100.0
増減	28.1		14.3		0	

注 1：() 内は混牧林地の面積である。

注 2：農業振興地域内の農用地（平成 26 年度）のうち、農用地区域に指定された農地は 5,582.7ha である。農業用施設用地についての農用地区域指定を含めると 5,595.4ha となっている。

資料：農用地、農業用施設用地及び森林・原野は「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」（平成 26 年 12 月 1 日現在）より。住宅地は税務課課税マスター（平成 26 年 1 月 1 日現在）より集計し、工場用地を除いたもの。工場用地は産業雇用課資料より。その他は、道路、公共施設等の合計

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地 7,343.7ha の内、a～c に該当する農用地で、農用地 5,566ha について農用地区域を設定する方針です。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 下記の農業農村整備事業の工種が見込まれる区域内にある土地

- ・区画整理（ほ場整備）
- ・農業用排水路
- ・農道
- ・客土、暗きょ排水

c a 及び b 以外の土地で、本農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・野菜類や果樹類などの地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・国が補助を行わない農業農村整備事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・都市住民の農業理解を深めるための市民農園

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

- (a) 集落区域内に介在する農用地（但し、梨園地は農用地区域とする。）
 約 605ha （加須地域：6.8ha、騎西地域：226ha、大利根地域：372ha）
- (b) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でない認められる次に掲げる農用地
 該当なし
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地
 該当なし

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積	土地改良施設等の種類
学頭深沼調整池	上三俣	1.3ha	揚水機場、農業用調整池
戸川町屋前川調整池	戸川	2.7ha	揚水機場、農業用調整池
油井ヶ島調整池	油井ヶ島	4.5ha	揚水機場、農業用調整池
大室調整池	大室	2.2ha	揚水機場、農業用調整池
多門寺調整池	多門寺	1.6ha	揚水機場、農業用調整池
小沢調整池	下谷	1.4ha	揚水機場、農業用調整池
大道下調整池	下谷	1.8ha	揚水機場、農業用調整池
中樋遣川調整池	中樋遣川	1.5ha	揚水機場、農業用調整池
大越調整池	大越	1.4ha	揚水機場、農業用調整池
野通川調整池	中種足	3.4ha	農業用調整池
第4調整池（仕出沼）	小野袋	1.4ha	揚水機場、農業用調整池
計		23.2ha	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置(集落名等)	面積	農業用施設の種類
農用地区域を設定する方針として農用地に介在し、または隣接するものであって当該地と一体的に保全する必要があるもの	全域	約 9.6ha	—
水稲野菜育苗施設	下樋遣川	約 0.8ha	水稲野菜育苗施設
J Aほくさい加須市 カントリーエレベーター			米保管施設
水稲野菜育苗施設	平永	約 0.2ha	水稲野菜育苗施設
J Aほくさい埼玉志多見 カントリーエレベーター	平永	約 0.7ha	米保管施設
グリーンファーム加須	上三俣	約 0.3ha	農業体験施設
J Aほくさい騎西 カントリーエレベーター	戸室	約 0.9ha	米保管施設
ミニライスセンター	駒場	約 0.1ha (0.04ha)	小規模米乾燥 施設
乾燥調製貯蔵施設	柳生	約 0.1ha	米乾燥施設
J Aほくさい 大利根ライスセンター	細間	約 0.1ha	米乾燥施設
計		約 12.7ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地の多くは、米・麦生産を目的とした水田として、また、一部の農用地は畑・樹園地(果樹)として利用されており、畑・樹園地はおもに集落内に混在している。

今後設定しようとする農用地区域内の土地利用の方向としては、加須市では、水田地域であり施設野菜も盛んに行われていることから、汎用利用が可能な、ほ場整備や排水整備等の大区画土地基盤整備事業などを積極的に推進し、土地利用としては、米・麦の主穀作体系を中心とし、そば、大豆などの転作作物を

含め、農用地の生産性の向上と有効利用を図っていく。

また、加須市は、ほとんどの地区が野菜の指定産地となっているため、基盤整備により田畑輪換が可能となった地域においては、施設野菜等の振興を図るため施設の団地化による有効な土地利用を行い、果樹では、なしやいちじく栽培の振興を図る。花き振興策としては、現地見学会の開催や市内にある花き市場情報の提供等を通じ、生産から販売までの情報の共有化を図る。

イ 用途区分の構想

※地区割については、営農活動や農地利用集積等を効率良く実施するために設定した「人・農地プラン」に沿って7地区とする。

(ア) A：加須地域第1地区（大桑、水深地区）

当地区は、市の中心部から南東部に位置している。利根川水系に属する平坦な農用地で、水深地区や南大桑地区では30a区画のほ場整備事業が実施され、一部では大区画化が図られている。作目は、米・麦のほか、きゅうり、いちご、トマトなどの野菜、果樹ではなしが栽培されている。

当地区は、今後とも農用地として用途区分する。また、一部施設については農業用施設用地として利用する。さらに、地区内にある連担した農用地について農用地区域への編入を検討していく。

(イ) B：加須地域第2地区（不動岡、三俣、樋遣川、大越地区）

当地区は、市の中心部から北西及び北東に位置している。利根川水系に属する農用地で、多くの地域ではほ場整備事業が実施され、30aの区画が実現している。作目は、米・麦・そばのほか、きゅうり、なすなどの野菜、果樹では、なしやぶどう、いちじくが栽培されているほか観賞魚等の養殖も行われている。特に不動岡地区は施設園芸が盛んであり、畑作転換を推進している。

当地区の農用地区域の用途区分は農用地とする。中川沿いなどについては、大型機械の導入が困難であるため、ほ場や農道等の再整備を推進し、土地利用の再編を図る。

樋遣川地区に整備されているカントリーエレベーター用地を含む区域については農業用施設用地とし、その有効活用を図り生産労働力の省力化に努める。

さらに、当地区内にある花・植木卸売市場を活用することで、花き・花木類の産地化を図る。

(ウ) C：加須地域第3地区（礼羽、志多見地区）

当地区は、市の西部に位置している。利根川水系に属する農用地で、志多見土地改良区による土地基盤整備が行われ、30a 区画の集団的優良農地が多い。作目は、米・麦のほか、きゅうり、トマト、なすなどの野菜、果樹では、なしやいちじくが栽培されている。

その他に観賞魚等の養殖も行われており、花きの栽培も盛んに行われている。今後とも農用地として用途区分し、大型機械の導入により集団的な土地利用を推進する。

また、志多見地区に整備されているカントリーエレベーター用地を含む区域などについては、農業用施設用地とし、その有効活用を図り生産労働力の省力化に努める。

さらに、地区内にある連担した農用地について農用地区域への編入を検討していく。

(エ) D：騎西地域第1地区（騎西（下崎除く）、鴻荃、高柳地区）

当地区は、市の南東部に位置している。農用地は利根川水系に属する平坦地で、騎西地区や鴻荃地区では基盤整備の再整備が実施され 30a 以上の大区画化と水田の汎用化、かんがい排水整備が実現しているほか、戸崎地区でも基盤整備事業を実施中であり、名倉地区では基盤整備を計画している。作目は、田では、米・麦・そばが栽培され、汎用化されたほ場では、施設栽培によるきゅうりやなす、果樹では、なしやいちじくが栽培されている。

その他に観賞魚の養殖も行われており、花きの栽培も盛んである。

当地区の農用地は、今後とも農地として用途区分し、大型機械の導入による集団的な土地利用と水田の汎用化を活かした施設野菜等の栽培を推進する。

(オ) E：騎西地域第2地区（下崎、田ヶ谷、種足地区）

当地区は、市の南西部に位置し、久喜市や鴻巣市と接している。種足地区や下崎中ノ目地区では、ほ場の再整備により 30a 以上の大区画化された農用地が実現しており、水田の汎用化を図り農用地として利用を進める。

作目は、田では、米・麦が栽培され、汎用化されたほ場では、施設栽培によるきゅうりやなす、いちご、果樹ではなしやいちじく栽培が推進されている。なお、施設栽培の冬春・夏秋きゅうり、冬春なすは野菜指定産地となっている。その他に養殖魚の生産も行われており、花きの栽培も盛んである。

当地区の農用地は、今後とも農地として用途区分し、大型機械の導入による集団的な土地利用と水田の汎用化を活かした施設野菜等の栽培を推進する。

(カ) F：北川辺地区

当地区は、利根川、渡良瀬川水系の水利と肥沃な土壌に恵まれた平坦な水田地帯を形成している。柳生地区の一部ではほ場の再整備が実施され水田の大区画化が実現している。作目は、水田では米（早場米：コシヒカリ）、畑では麦・そば、施設野菜ではきゅうり、トマト、なす、いちごが栽培されており、特にハウストマト（品種：麗容）が多く栽培されている。

その他に養殖魚の生産も行われており、花きの栽培も盛んである。

また、当地区の特徴として、水田で利用するパイプラインが、一部の地域を除き、ほぼ全域に整備されている。

当地区の農用地は、今後とも農用地として用途区分し、農業基盤の再整備を推進しつつ農用地の有効活用を図る。

さらに、地区内にある連担した農用地について農用地区域への編入を検討していく。

(キ) G：大利根地区

当地区の農用地の大部分が田として利用されている。南部の北大桑地区では30a区画のほ場整備が実施され、米（早場米：コシヒカリ、酒米）・麦・大豆・そばのほか、施設栽培では、きゅうりやいちご（つる付きいちご）、トマト、冬・春きゅうりが栽培されている。果樹ではなしやいちじく、花き・花木では、洋ランやシクラメン等の鉢物栽培がある。また、観賞魚の養殖も行われている。

当地区は、将来とも農用地としての用途を基本とし、土地利用を考慮しつつ果菜類を中心とした重点作目の団地化を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

・樋遣川地区（加須地域第2地区）

30a区画のほ場整備が行われており、そば、麦の生産が盛んに実施されているため、主穀作を推進していく。

・志多見地区（加須地域第3地区）

農用地のほとんどで、土地基盤整備が行われ集団優良農地となっており、大規模な主穀作、養豚が営まれているため、耕畜の連携を図った主穀作を推進していく。

・鴻基地区（騎西地域第1地区）

1ha区画の大区画化された水田が整備され、そばの生産が盛んに実施されているため、主穀作を推進していく。

- ・種足地区（騎西地域第2地区）

南側の地区に広大な1ha区画のほ場が整備されており、埼玉県の水稲の推奨品種が盛んに生産されているため、主穀作を推進していく。

- ・東地区（北川辺地区）

ほ場整備事業が頻繁に行われており、ブランド米（北川辺コシヒカリ）やブランド野菜（トマト）が盛んに生産されているため、主穀作及び施設園芸を推進していく。

- ・元和地区（大利根地区）

特別栽培米（大利根コシヒカリ）やブランド野菜（いちご、トマト）の生産が盛んに行われているため、主穀作及び施設園芸を推進していく。

2 農用地利用計画

別記のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では、大正時代から耕地整理組合等による 10a 区画の整備がすすめられてきた結果、農業振興地域全体の農用地 (7, 343. 7ha) のうち、3, 897. 1ha、53. 1% が基盤整備済となっている。

また、農用地区域に指定されている農用地 (5, 566ha) の大半は団地化した田であり、その中で 30a 以上の区画で整備された農地面積は 1, 947ha となっており、農用地区域内水田全体の 46% を占めている。

しかし、全体的に排水条件や道路条件等に恵まれない水田、区画が小さい水田も多いのが現状である。

そのため、既に整備された農用地についても、農業経営のさらなる低コスト化と水田の汎用化を図るため、ほ場の再整備事業を進めるとともに、畦畔除去による大区画化や既設道路の拡幅などを進める。

また、農業用水の安定的な確保や良好な排水環境を維持するため、老朽化した用排水施設の補修等保全化対策を進める。

(ア) A : 加須地域第 1 地区 (大桑、水深地区)

水深地区や南大桑地区では、農用地区域内で、30a 区画のほ場整備が実施されており、今後は農用地の利用集積化を進める。その他の水田については、畦畔除去による大区画化や既設道路の拡幅、用排水施設の補修等保全化対策を進める。

ほ場整備を行っていないが農用地が連担している区域については、農用地区域への編入と合わせ農業生産基盤整備事業の実施を検討する。

(イ) B : 加須地域第 2 地区 (不動岡、三俣、樋遣川、大越地区)

各地区において、30a 区画のほ場整備が実施されており、施設園芸も盛んな地区である。今後は農用地の利用集積による土地利用型農業の規模の拡大を図るとともに、施設園芸の団地化により生産効率の向上を促進する。

また、ほ場の再整備が必要な中川沿いの水田などについては、基盤整備事業や畦畔除去による大区画化や既設道路の拡幅、用排水施設の補修等保全化対策を進める。

(ウ) C : 加須地域第 3 地区 (礼羽、志多見地区)

志多見地区のほ場整備により 30a 以上に区画された水田地帯については、農地の利用集積化や畦畔除去による大区画化や既設道路の拡幅、用排水施設の補

修等保全化対策を進める。

礼羽地区の一部（加須駅南側）は、ほ場整備の実績はあるが、小規模区画のままであるため、農用地区域への編入と合わせ農業生産基盤の再整備事業の実施を検討する。

(エ) D：騎西地域第1地区（騎西（下崎除く）、鴻荃、高柳地区）

鴻荃地区では、ほ場整備により1haの大区画化された水田などがあり、今後は農地の利用集積による土地利用型農業の規模拡大を進める。その他の水田について、ほ場の再整備や畦畔除去による大区画化や既設道路の拡幅、用排水施設の補修等保全化対策を進める。

特に、区画の小さい水田が多い戸崎地区については、ほ場の再整備を推進しており、名倉地区などについても、ほ場の再整備による区画の拡大や水田の汎用化、道路や農業用排水施設の整備を進める。

(オ) E：騎西地域第2地区（下崎、田ヶ谷、種足地区）

種足地区、下崎地区、中ノ目地区では、ほ場整備により1haの大区画化された水田があり、この他にも、種足地区、西ノ谷地区、中ノ目地区では、30aのほ場整備が実施されている。これらについては、農地の利用集積化を進め、土地利用型農業の規模拡大を図る。

その他の地域についても、水田の畦畔除去による大区画化や既設道路の拡幅、用排水施設の補修等保全化対策を進める。

(カ) F：北川辺地区

当地区は全域がほ場整備された水田地帯である。しかも、柳生地区では、ほ場の再整備により、30a～1haの大区画化された水田があり、これら水田については大型機械化を前提として、農地の利用集積化を進める。

また、区画が小規模な水田が多く残っていることから、駒場・伊賀袋地区などにおいてはほ場の再整備による大区画化を図るとともに、半湿田を乾田化し、田畑転換によって集団化を基軸として土地利用型農業の規模拡大を促進する。

果樹については、当地域の南東部に集団化する。畑についても集団化を行い、トマトや花きを中心とした施設園芸の団地として農用地の高度利用を図る。

(キ) G：大利根地区

南部の北大桑地区では30a区画のほ場整備が実施されており、今後は農用地の利用集積による土地利用型農業の規模拡大を促進する。

また、その他の地区については、区画が小規模な水田が多く残っていることから、ほ場の再整備による大区画化を図るとともに、半湿田を乾田化し、田畑転換によって集団化を基軸として土地利用型農業の規模拡大を促進する。

再整備事業に至らない場合には、畦畔除去による区画の拡大や既設道路の拡幅、用排水施設の補修等保全化対策を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備考
		受益地区	受益面積		
埼玉型加須方式 ほ場整備事業 (事業主体： 埼玉県)	コンクリート畦畔除去による簡易整地、大区画化、暗渠排水、道路拡幅、水路更新	戸崎・上高柳地区	45.8ha	1	畦畔除去による大区画化(30a) 事業年度：H26～H29年度 推進主体：戸崎土地改良組合
埼玉型加須方式 ほ場整備事業 (事業主体： 埼玉県)	大区画化、暗渠排水、道路拡幅	名倉地区	49.0ha	2	10a区画の耕地整理：S14年 畦畔除去による大区画化を 計画中(30a) 推進主体：名倉地区ほ場整備 事業推進協議会
埼玉県加須方式 ほ場整備事業 (事業主体： 埼玉県)	大区画化(整地工、用排水路整備)、農道整備	駒場・伊賀袋地区	52.0ha	3	10a区画の再整備 駒場地区耕地整理：S35年 伊賀袋地区耕地整理：S29年 農地耕作条件改善事業 ：H27年 推進体制：駒場・伊賀袋地区 ほ場整備推進委員会
県営農地防災事業 (湛水防除)	水路改修 (稲荷木落排水路)	稲荷木落地区	2,660m (整備延長)	4	事業年度 H24～31年度 (2期事業)
県営農地防災事業 (湛水防除)	水路改修 (三尺落排水路)	稲荷木落地区	2,848m (整備延長)	5	事業年度：H32年度～ (3期事業)
県営農地防災事業 (湛水防除)	水路改修 (沼尻落排水路)	稲荷木落地区	2,600m (整備延長)	6	事業年度：H32年度～ (3期事業)
県費単独土地改良事業	水路改修 (堤根落排水路)	新川通地区	3,400m (整備延長)	7	事業年度：H21～31年度
農業基盤整備基礎調査	水路改修測量 (十王堀、自然排水路)	十王堀地区	3,900m 4,200m (整備延長)	8	事業年度：H25～28年度
農業基盤整備促進事業	水路改修 (大英寺落)	内田ヶ谷地区	970m (整備延長)	9	事業年度：H27～29年度

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備考
		受益地区	受益面積		
県費単独事業、 適正化事業、土地 改良区単独事業	水路改修 (上青毛南堀)	上高柳 地区	370m (整備延長)	10	事業年度：H23 年度～
基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業（事業主 体：埼玉県）	水管理制御設備更新 揚水機場機械・電気設 備補修・更新	北川辺領 地区	800ha	11	事業年度：H25 年度～29 年度
利根導水路大規模 地震対策事業（事 業主体：独立行政 法人水資源機構）	耐震補強対策（調節堰 5 箇所、サイホン 2 箇 所、十六間堰、末田須 賀堰）	見沼代用 水受益地 区	—	12	事業年度：H27 年度～29 年度

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

一般国道 125 号栗橋～大利根バイパスの整備が進んでいる。豊野台テクノタウンのアクセス道路となるほか、多くが大利根地区の農用地を通過する予定である。そのため、今後の事業の進捗や接続する市道などの整備動向を踏まえ、農業上の土地利用との総合的な調和を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、本来、作物生産の場であるが、我々の日常生活のうえで地域の豊かな自然環境を創出し、景観形成のうえでも必要なものである。また、食糧需給の動向に対応した農用地の計画的かつ効率的な利用を進めるとともに農用地のもつ洪水防止や自然環境保全など多面的機能が発揮されるよう配慮していく必要がある。そのため、新規就農者の確保や、営農集団や農業生産組織の設立などの促進を図るとともに、低コストで安定生産が図れる、ほ場整備の推進をはじめ、農道や水路等の整備、優良農地を担い手に集約し活用を図るなど、安定した営農体制の確立を図る。また、多面的機能支払交付金を活用し、地域住民も含め、市全体で農用地の保全に努めていく。

2 農用地等の保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地の減少及び防止のための農用地の保全活動として、農用地等の貸し手と借り手に係る情報の集約を図り、両者を結びつけるため、農業委員会をはじめ関係機関との連携のもと、人・農地プランを推進するとともに、信頼できる農用地等の中間的受け皿となる農地中間管理機構（県農業公社）を有効活用し、農用地等の流動化を図っていく。

また、耕作条件が悪いなどの理由で流動化できない農地などでは、多面的機能の発揮の促進計画に基づき、水路の草刈りや泥上げ、農道の補修といった農地・水路の基礎的な保全管理活動を促進するとともに、生物多様性のための保全活動や景観植物等の栽培を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

担い手農家の規模拡大及び生産性の向上を目指して農用地等の流動化に取り組む、遊休農地の解消、土地利用型農業の担い手の育成などの実現のため、加須市農業再生協議会と連携し、集落座談会や流動化推進員による掘り起こし活動など農用地等の流動化を図る。特に集団化を重点に促進することにより担い手農家の規模拡大と併せて農作業の合理化を図る。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

平成26年度に改定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に即し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するために、農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向を定めるものとする。

具体的な経営の指標は、加須市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できることを目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を年間5人とするとともに、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3法人増加させる。新規就農青年等の労働時間・農業所得に関する目標については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、主たる従事者1人あたり250万円程度を目標とする。

そのため、主穀経営を主体として、野菜、果樹、畜産との複合経営により担い手農家の育成を図り、効率的かつ持続可能な農業経営の実現を目指す。

< 営農類型別目標 >

○ 家族経営

NO	営農類型	経営規模	作目構成	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標 面積
1	主穀単一型 (基幹従事者 2 人) 他：作業受託：8.0ha	20.0ha	水稲単作	7.0ha	82 経営体	1,378ha
			水稲・麦	4.0ha		
			大豆・麦	6.0ha		
			麦単作	2.0ha		
			大豆単作	1.0ha		
			小麦	5.0ha		
2	主穀＋露地野菜複合 (基幹従事者 2 人)	12.0ha	水稲・大麦	5.5ha	42 経営体	302ha
			大豆・麦	5.0ha		
			ブロッコリー (秋)	1.3ha		
			ブロッコリー (春)	0.2ha		
3	主穀＋水産食用養殖複合	10ha	水稲	5.5ha	5 経営体	30ha
			大豆・小麦	4.0ha		
			ホンモロコ	0.5ha		
4	施設きゅうり＋露地野菜 複合 (基幹従事者 2 人)	低コスト耐候 性ハウス 4,000 m ² 普通畑 1.0ha	促成きゅうり	2,000 m ²	45 経営体	41ha
			抑制きゅうり	2,000 m ²		
			越冬きゅうり	2,000 m ²		
			半促成きゅうり	2,000 m ²		
			冬ブロッコリー	1.0ha		
5	施設トマト＋露地野菜複 合 (基幹従事者 2 人)	アクリルハウス 3,000 m ² 普通畑 1.0ha	促成トマト	2,000 m ²	25 経営体	21ha
			高糖度トマト	1,000 m ²		
			秋冬ブロッコリ ー	1.0ha		
6	施設トマト (直売) (基幹従事者 2 人)	アクリルハウス 2,000 m ² 普通畑 1.0ha	促成トマト	1,000 m ²	2 経営体	2ha
			抑制トマト	1,000 m ²		
			半促成きゅうり	1,000 m ²		
			ほうれんそう	0.2ha		
			ブロッコリー	0.2ha		
			ねぎ	0.2ha		
			さといも	0.2ha		
スイートコーン	0.3ha					
7	施設いちご＋主穀複合 (基幹従事者 2 人)	低コスト耐候 性ハウス 3,000 m ² 水田 2.0ha	促成いちご	2,000 m ²	17 経営体	24ha
			高設栽培いちご (摘み取り体験 用)	1,000 m ²		
			いちご苗生産	40,000 株		
			水稲	2.0ha		
8	露地野菜＋ほうれんそう 複合 (基幹従事者 2 人)	普通畑 2.0ha	ほうれんそう	1.1ha	5 経営体	6ha
			みずな	1.8ha		
			さといも	0.7ha		
			緑肥作物	1.0ha		

NO	営農類型	経営規模	作目構成	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標 面積
9	ブロッコリー＋スイートコーン複合 (基幹従事者2人)	普通畑 3.5ha	春ブロッコリー	1.5ha	2 経営体	4ha
			秋冬ブロッコリー	2.2ha		
			スイートコーン	2.0ha		
10	ねぎ＋にんじん複合 (基幹従事者2人)	4.5ha	ねぎ(冬まき)	1.5ha	2 経営体	5ha
			ねぎ(春まき)	1.5ha		
			人参(冬まき)	1.0ha		
			水稲(普通植)	1.5ha		
11	なし単一 (基幹従事者2人)	なし 1.2ha	幸水	0.7ha	16 経営体	12ha
			彩玉	0.1ha		
			豊水	0.2ha		
			晩成品種(新高、あきづき、王秋)	0.2ha		
12	ぶどう単一 (基幹従事者2人)	ぶどう 1.2ha	露地ぶどう	0.5ha	3 経営体	2ha
			雨除けぶどう	0.5ha		
			施設加温ぶどう	0.2ha		
13	養豚 (加工含む) (基幹従事者2人)	豚950頭 種雌豚80 種雄豚6 育成・肉豚 864 豚舎 933㎡	年間肉豚出荷頭数	1,700頭	6 経営体	0ha
		製造施設 90㎡	加工(ハム・ソーセージ)	280kg		
14	養鶏 (基幹従事者2人)	採卵鶏 21,000羽	常時成鶏羽数	19,870羽	2 経営体	0ha
			鶏卵年販売量	205,033kg		
			産地直売	87,872kg		
15	肉用牛 (基幹従事者2人)	肉用牛 250頭 牛舎 1,810㎡	黒毛和種出荷頭数	39頭	2 経営体	6ha
			交雑種出荷頭数	129頭		
16	洋ラン (基幹従事者2人)	アクリルハウス 1,000㎡	ファレノシプス	1,000㎡	3 経営体	1ha
17	鉢物・苗物 (基幹従事者2人)	アクリルハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡	苗物(パンジー、ニチニチソウ等)	7,260㎡	13 経営体	3ha
			鉢物(シクラメン、キク等)	2,904㎡		
18	ユリ (基幹従事者2人)	アクリルハウス 5,000㎡	オリエンタルハイブリッドリリー		2 経営体	1ha
19	宿根アスター (基幹従事者2人)	パイプハウス 6,000㎡ 普通畑 0.3ha	宿根アスター	1.5ha	2 経営体	1ha
20	バラ (基幹従事者2人)	アクリルハウス 4,000㎡	バラ切花	4,000㎡	3 経営体	1ha

NO	営農類型	経営規模	作目構成	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
21	植木・苗木 (基幹従事者 2人)	育苗ハウス 1,000 m ² 普通畑 1.1ha	アジサイ	2,000 m ²	2 経営体	2ha
			アベリア	1,200 m ²		
			ウツギ	1,000 m ²		
			コデマリ	1,200 m ²		
			その他	6,600 m ²		
22	花木鉢物 (基幹従事者 2人)	パイプハウス 1,000 m ² 鉄骨ハウス 1,300 m ² 植木畑 4.2ha	ウメ	130a	9 経営体	24ha
			マユミ	140a		
			その他	180a		
23	キンギョ養殖 (基幹従事者 2人)	養殖池 1.0ha	小赤生産	0.3ha	5 経営体	3ha
			更紗和金類 0年魚	0.2ha		
			更紗和金類 1年魚	0.1ha		
			琉金類 0年魚	0.2ha		
			琉金類 1年魚	0.2ha		
24	【加須地域】 都市型観光農業 (基幹従事者 2人)	樹園地 1.2ha 普通畑 0.5ha	ぶどう	0.6ha	2 経営体	2ha
			ブルーベリー	0.4ha		
			キウイフルーツ	0.2ha		
			さつまいも	0.3ha		
			スイートコーン	0.1ha		
			枝豆	0.1ha		
			だいこん	0.1ha		

○法人経営

NO	営農類型	経営規模	作目構成	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
1	主穀単一型 (基幹従事者 6人) 他：作業受託：100.0ha もち加工：5t	60.0ha	水稲単作	23.0ha	10 経営体	960ha
			水稲・麦	10.0ha		
			大豆・麦	27.0ha		

○組織経営

NO	営農類型	経営規模	作目構成	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
1	主穀単一型 (集落営農経営) (基幹従事者：出役 10人 1,500円/時間) (集落全体を借地とする)	30.0ha	水稲単作	9.0ha	6 経営体	108ha
			水稲・麦	1.0ha		
			飼料稲・麦	5.0ha		
			麦単作	10.0ha		
			大豆単作	5.0ha		

注：戸数については、認定農業者数を想定した。流動化目標面積（単位：ha）は、全体目標が60%であることから、主穀や飼料作物など土地利用型農業に係る営農類型を中心に経営規模合計の60%を農地流動化による集積することを想定。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

大区画の土地基盤整備を積極的に推進し、農家組合または耕地ごとの集落ぐるみの話し合いを促進するとともに人・農地プラン推進会議を通じて、人・農地プランを更新し、農地流動化の推進と担い手農家の規模拡大を図るとともに、畦畔除去等による区画の拡大も合わせて推進する。

また、「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」については、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業（水稻については耕起、代掻き、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。〕面積のシェア目標であり、その目標を60%とし、市自ら農地利用集積円滑化団体の使命を果たしていくとともに、農地中間管理機構など関係各機関等の協力体制のもとに進める。

また、集落営農や農業法人を含めた担い手農業の確保・育成と流動化目標を達成するために啓蒙活動を行い事業の推進を図る。

さらに、法人となった(株)かぞ農業公社と連携し、農用地等の保全・活用、担い手の育成など、地域に必要な事業の推進を図る。

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農地中間管理事業

地区単位での農用地等の集積やほ場の耕作条件の改善による集約を図っていくとともに、農業経営の転換をされる農業者等の農用地等が担い手に円滑に集積されるよう、中間管理機構とともに事業を推進する。

(2) 農地利用集積円滑化事業

土地所有者の意向により、農地中間管理事業により集積に適さない場合などにおいて、農地利用集積円滑化団体として、農用地等の貸し手、借り手のマッチングを円滑に行い、人・農地プランに位置付けられた担い手に安定的な利用集積を図るため、(株)かぞ農業公社とも連携をとりながら、担い手への農用地等の集積を図る。

(3) 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法に基づいて定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年10月策定）」により、農業委員会等と共同で全集落に推進し、農用地利用集積計画を策定して、利用権設定等による農用地等の集積を図る。

(4) 農地移動適正化あっせん事業

今後、新に農業委員会に設置される農地利用最適化推進委員の活動等により、

担い手への農地用等の利用集積の推進、耕作放棄地の発生防止や解消の推進、新規就農や企業等の農業参入の支援などを推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近代的な機械、施設の導入と既存の機械、施設の更新等、新技術・新基盤に対応できる農業生産と農業経営の環境整備などにより、効率化・省力化を推進し、担い手農家の経営安定を図る。

(1) 穀類（米・麦・大豆・そば）

カントリーエレベーターを軸に、機械化組合及び地域集団等の組織化と再編を図り、大型機械の導入により作業能率の向上、水稻・麦・大豆の生産性の向上を図る。大区画のほ場整備を実施し、ブロックローテーションの導入により地域輪作農法を推進して水田利用率の向上を図る。

また、もち加工や大豆加工も含めた直売の強化による流通体制の確立に努める。

そばについては、付加価値を高めるため、地域特産物として、生産から加工、製造販売による消費拡大を促進する。また、高能率機械、共同利用施設の整備を計画的に行うことにより、小コスト化、小力化を図る。

(2) 施設野菜（きゅうり・トマト・なす・いちご）

施設野菜については、低コスト耐候性ハウスや養液栽培施設などの導入を図るとともに、育苗の分業化や共同選果場の活用、機械の共同利用等により、労働力の軽減、省力化経営と省エネ対策を図る。

規模拡大にあたっては、暗渠排水やパイプライン等の基盤整備された水田を活用する。

露地野菜については、遊休農地を積極的に借り受けて規模拡大を図るとともに、30a 区画の基盤整備されたほ場を利用する。また、省力経営のための機械の共同利用、労働配分を考慮した品種構成、真空予冷や鮮度保持フィルムの活用による高品質化を進める。

(3) 果樹（梨・いちじく）

梨については、労働配分を考慮した品種構成の改善、防除等の作業の効率化のための梨園地の集団化、遊休農地を活用した規模拡大を図る。

また、スピードスプレーヤ等高性能大型機械の共同利用により、コスト低減

を推進する。

いちじくについては、生産性の高い経営とするため、育苗ハウスの有効活用や生産面積を拡大することにより、新品種の導入や6次産業化を図り、生産の拡大を推進する。

また、収穫期等労力が集中する時期は、援農ボランティアやパート雇用の活用を図る。さらに多目的防災網等の完備による安定経営、パソコンによる顧客・経営管理を推進する。

(4) 花き・花木

洋ランは、アクリルハウスや硬質フィルムハウス等の施設で暖房機や冷房機、除湿機を導入する。生産は生育ステージ別に生産を分担した生産グループによるリレー栽培を推進し、効率的な経営を推進する。

鉢物・苗物については、施設の集中化により、効率的な作業体系の構築を図る。育苗作業の効率化を図るため、セル成形苗を活用し、施設の回転率向上に努める。

バラについては、ハウス内に養液システムや多目的細霧装置を導入し省力安定生産を行う。

植木・苗木については、コンテナ栽培による周年出荷、繁殖から成品までの一貫生産体制を実施するため、育苗ハウスや冷蔵設備等を導入する。

(5) 養豚

耕種農家との連携により、農用地等の地力増進と結び付け、特に畜産公害の防止に留意し、地域の堆肥プラントなど有機肥料施設の活用や防疫対策を含めた近代化を図る。

肉豚飼育はストール飼いとし、育成は隔離施設、豚舎はすのこ豚舎の利用を推進する。

ハム・ソーセージ加工製造を確保し、安心のブランド化、パソコンによる個体管理やインターネットによる情報提供を行う。

2 農業近代化施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化及び後継者不足傾向の中で、農業の振興を図るためには農業の担い手をいかに育成、確保していくかが大きな課題となっている。

農業経営は、他の業種と比較し労働の割に生産性が決して高いとは言えない現状がある。このような状況の中、農業従事者を育成・確保することは農業を振興していくうえで必要不可欠である。

加須農林振興センター、埼玉県農林公社、JAほくさい、(株)かぞ農業公社、農業大学校等との連携を強化し、国、県の補助事業の活用、各種研修や市民を対象とした農業塾への参加の斡旋など、新規就農者の育成・確保に取り組んでおり、さらなる拡充を図っていく。また、農業関連施設設備を有効に活用し、新規就農者などの支援を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業の担い手の育成・確保を図るため、加須市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術導入や販路拡充等を含む経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を加須農林振興センターの協力を得て行う。

また、経営体等の育成・確保については、経営体質の強化や、生産組織の法人化を促進し、優れた経営感覚を兼ね備えた経営体の育成を図る。

販売については、直売やインショップ、インターネットを活用した販売についても検討を進める。また、農商工連携により市内の農産物を活用した6次産業化や販路拡大について支援を行う。

新規就農希望者については、市民を対象にした農業塾への参加や生産技術習得のための研修及び農業用施設等の取得を支援する。また、加須農林振興センター、JAほくさいなどが一体となって農業経営に必要な栽培技術習得のためのサポートを行う。農用地等については、農業委員会や農地中間管理機構による円滑な紹介等を行い、将来的には認定農業者へと誘導する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進計画の目標

当地域は、首都圏 50 km に位置し、東武伊勢崎線や東武日光線、JR 宇都宮線や高崎線が利用できるほか、東北自動車道や国道 122 号、国道 125 号が通っているなど、比較的交通に恵まれている。

こうしたことから、東京都内や県南地区への就業が多く見られ、その他近隣の羽生市、鴻巣市、久喜市、行田市等で就業している。

また、地域内にも 10 箇所の工業団地があるが、すでに分譲を完了していることから、今後地域内における兼業農家の雇用機会の確保を推進する。

○兼業農家の勤務形態

	販売農家 総数	第2種兼業農家				
		総数	世帯主 農業主	世帯主兼業主		
				恒常的 勤務	日雇・ 臨時雇・ 出稼ぎ	自営兼業
加須市	4,234	2,844	631	1,215	101	176
構成比	100%	67.2%	14.9%	28.7%	2.4%	4.2%
加須地域	1,715	1,068	197	457	35	71
構成比	100%	62.3%	11.5%	26.6%	2.0%	4.1%
騎西地域	1,110	760	225	309	28	36
構成比	100%	68.5%	20.3%	27.8%	2.5%	3.2%
北川辺地域	585	387	88	169	19	32
構成比	100%	66.2%	15.0%	28.9%	3.2%	5.5%
大利根地域	824	629	121	280	19	37
構成比	100%	76.3%	14.7%	34.0%	2.3%	4.5%

資料：平成 17 年農林業センサス（加須市は旧市町村別のデータ集計）

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

兼業農家や経営の縮小・廃止を望む農家と企業的経営を志向する農家間の土地利用の合理化により、経営部門の集約化の進展が予定されるが、これと相俟って新たな繁閑期の出現や離農対策が浮き彫りになってくる。

このため、地域の人材活用に理解のある農業生産環境と調和した企業の誘致などにより、農業後継者の就業の場を確保する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 農村生活環境の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農村部においては、武蔵野の面影を残す屋敷林や雑木林とそれらが連なる農業集落が点在し、用排水路と一体なった田園景観を形成している。また、利根川や渡良瀬川のほか、利根川水系、中川水系の支流やかんがい用排水路網が整備されているほか、浮野の里やオニバス自生地をはじめ地域全体に点在する池沼など貴重な自然空間を有している。

その一方で、生活様式の変化や市街地の伸展などにより樹林などの貴重な緑が失われつつある。また、農家数の減少、農業従事者の高齢化、兼業化による他産業への就業などが進み、耕作放棄地が増えており、農業の生産環境ばかりでなく、廃棄物の不法投棄や火災の発生原因が懸念されるなど生活環境にも影響を与えている。さらに、生活排水が河川・水路の水質汚濁の主な原因として、水質に大きな影響を与えている。

市では、集团的優良農用地の保全及び生活環境の整備促進とともに、多面的機能支援事業等を活用した、地域住民自らの主体的取組による環境保全活動など、農村の特徴を活かした整備を推進しているところであり、農業生産の振興と併せて、美しく、住みよい農村づくりを促進していく。

生活排水については、農業振興地域内で処理を行い、公共用水域の水質浄化を図るため、4地域16処理区で農業集落排水事業を推進してきており、今後は、農業集落排水処理施設の未接続世帯の加入促進や単独浄化槽から合併浄化槽への転換などを推進する。さらに、生活排水は農業用排水路へ接続されていることから、浄化槽の適正管理の徹底を図るため、浄化槽法に定める清掃、保守点検、法定検査の実施の徹底について周知・啓発を行い、生活排水等の浄化に努める。

また、これまで進めてきた市民との協働によるまちづくりを推進し、農村生活環境に係る地域とともに、環境美化意識の高揚が図れるよう努めていく。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

別添

計画附図1号 農業振興地域区分図

計画附図2号 土地利用計画図

計画附図3号 農業生産基盤整備計画図

計画附図4号 農用地等保全整備計画図（該当なし）

計画附図5号 農業近代化施設整備計画図（該当なし）

計画附図6号 農業就農者育成・確保施設整備計画図（該当なし）

計画附図7号 生活環境施設整備計画図（該当なし）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別記のとおりに掲げた「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地

イ 現況山林・原野等にかかる農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。